

国家公安委員会決定

国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続に関する細則を次のように定める。

平成19年 9月20日

国家公安委員会委員長 泉 信也

国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続に関する細則
(目的)

第1条 この細則は、国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続(「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定)に定める法令適用事前確認手続をいう。以下同じ。)について、その具体的実施方針等について定めるものとする。

(対象となる法令の規定)

第2条 法令適用事前確認手続の対象となる法令の規定は、法令適用事前確認手続の趣旨に添うもののうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第8項に規定する自治事務又は同条第9項に規定する法定受託事務に係るものを除く。

- (1) 行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する申請に対する処分の根拠を定める規定であって、当該規定に違反する行為に罰則が設けられているもの
- (2) 行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分の根拠を定める規定
- (3) 行政手続法第2条第7号に規定する届出の根拠を定める規定であって、当該規定に違反する行為に罰則が設けられているもの

(照会手続)

第3条 国家公安委員会が所管する法令の規定の適用の有無について照会する場合には、照会者又はその代理人(以下「照会者等」という。)は、次に掲げる事項が記載された別記様式第1号の照会書を照会に係る法令の規定の施行に関する事務を所掌する警察庁の課長(課長に準ずる職及び参事官を含む。以下「担当課の長」という。)に提出して行うものとする。

- (1) 自らが行おうとする事業活動に係る具体的な行為
- (2) 適用の有無を照会する法令の名称及び条項

(3) 第1号に規定する事項についての前号の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(4) 照会及び回答の内容が公表されること並びに照会する法令の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には照会者名が公表されることに同意する旨

2 担当課の長は、照会書の記載事項に不備がある場合には、相当の期間を定めて、補正を求めることができる。この場合において、当該補正に要した期間は、次条第1項に規定する期間には含まれないものとする。

3 照会者等が前項に規定する補正の求めに応じないときには、担当課の長は、回答を行わないこととし、その旨を照会者等に通知するものとする。

(回答)

第4条 担当課の長は、照会者等に対し、照会書を受け付けた日から30日以内に次に掲げる事項が記載された別記様式第2号の回答書により回答を行うものとする。ただし、照会者等が口頭で回答することに同意した場合には、この限りでない。

(1) 照会に係る法令の規定の適用についての見解

(2) 前号の見解の根拠

2 前項の規定にかかわらず、担当課の長は、次に掲げる場合は、合理的な範囲内で前項に規定する期間を延長することができる。

(1) 慎重な判断を要する場合

(2) 前号のほか、事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合

3 担当課の長は、前項の規定により第1項に規定する期間を延長する場合には、その理由及び回答時期の見通しについて、当該期間内に、書面により照会者等に通知するものとする。

4 担当課の長は、第1項に規定する期間(第2項の規定により延長された期間を含む。第6条第3項において同じ。)内に照会者等から照会の取下げの申出があったときのほか、次に掲げる場合には、第1項の規定にかかわらず、回答を行わないことができる。この場合において、遅滞なくその旨及びその理由を書面により照会者等に通知するものとする。

- (1) 類似の事案が争訟の対象となっている場合
- (2) 照会内容が刊行物等により明らかにされている場合又は当該照会に対する回答が既に公表している回答と同一内容となる場合
(電子情報処理組織を用いた手続)

第5条 第3条第1項に規定する照会書の提出については、警察庁及び照会者等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用いて行うことができる。

(照会者名並びに照会及び回答の内容の公表)

第6条 担当課の長は、第3項に規定する場合を除き、照会及び回答の内容を、回答を行ってから30日以内に警察庁のホームページにおいて公表するものとする。ただし、行政機関の保有する情報に関する法律(平成11年法律第42号)第5条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合には、必要に応じてこれを除いて公表することができる。

- 2 第4条第1項に規定する回答を行った後、法令の改正、事情変更等合理的な理由により回答の内容と異なる判断をする場合には、担当課の長は、当該判断及びその理由について公表するものとする。
- 3 照会者等が照会及び回答の内容について公表の延期を希望したときは、当該希望を受け付けた担当課の長は速やかに内容を検討し、第4条第1項に規定する期間内に照会者等に対し、遅滞なく、公表の延期の諾否を通知するものとする。この場合において、当該担当課の長は、照会者等が照会の取下げを検討するための相当の期間を確保できるように留意するものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続に関する細則(平成14年2月28日国家公安委員会決定)は、廃止する。